

賃貸住宅の建設をご検討されている方へ (事前相談を承っています)

住宅金融支援機構
首都圏業務第二部

■「長期固定金利」の機構融資で「安定」した賃貸経営を

住宅金融支援機構首都圏業務第二部では、事前相談を承っています。

「子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資ご相談シート」または「まちづくり融資（長期建設資金）ご相談シート」をダウンロードし、必要事項をご入力の上、電子メールにより送信してください。

「35年固定金利」及び「15年固定金利」（いずれも繰上返済制限制度の利用有り）で算定した「ご相談結果回答書」（融資額の目安）でご回答いたします。

「まだ機構融資を利用するか分からない」という段階でも構いません。ぜひご利用ください。

■ご注意事項

- ・建設場所が、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県及び長野県の物件に限ります。
- ・相談シートに加えて、案内図、配置図及び路線価図をお送りください。申込者名などの記載がある場合は、黒塗りするなどのご対応をお願いします。
- ・「ご相談結果回答書」の内容はあくまで目安です。申込後の融資額を保証するものではありません。
- ・保証機関を利用する場合、機構が承認している保証機関は次の2法人です。
詳しい保証内容につきましては、各保証機関のHPをご確認ください。
一般財団法人住宅改良開発公社 <https://www.kairyokousya.or.jp/guide/yushi/>
一般財団法人首都圏不燃建築公社 https://www.funenkosya.or.jp/business/loan_guarantee/

●子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資

省エネ基準が「一次エネルギー消費量等級5以上」かつ「断熱等性能等級4以上」または「トップランナー基準」に適合している必要があります。

●まちづくり融資

地域要件、事業要件、建築物要件に適合している必要があります。

各要件は機構のHPに掲載されていますので機構への事前相談の前にご確認ください。

https://www.jhf.go.jp/kanri/machizukuri_tyoki/index.html#town03

建築概要（用途地域、地域地区、防火・準防火、法定容積率、計画容積率、適用条例等の記載が確認できるもの）を添付してください。

省エネ基準が「一次エネルギー消費量等級4以上」かつ「断熱等性能等級4以上」または「建築物エネルギー消費性能基準」に適合している必要があります。